

公共事業にともなう

「土地の調査・測量・登記事務」

それが私達の仕事です。

御城

春日社

春日社

公益社団法人
石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは

公共嘱託登記土地家屋調査士協会とは、不動産の表示に関する登記の専門集団で、官公署の表示登記を適正かつ迅速に実施するため、昭和60年第102通常国会で法改正により設立が認められ、公共嘱託登記を受託できる唯一の公益法人として設立されました。

石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は平成25年3月21日に石川県より「公益社団法人」としての認定をいただき、同年4月1日、「公益社団法人石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会」へと移行し、不動産に係る国民の権利の明確化に寄与するため、公益目的事業を推進しています。

次の3つの事業を公益目的事業としておこなっております。



当協会は不動産登記の専門家である土地家屋調査士が社員として構成されており、県内各地区の社員のネットワークにより「地域の慣習」を熟知している地元社員が関与しながら、官公署等の嘱託登記の適正処理を全面的にお手伝いさせていただきます。

■ 私達が表示登記しました



石川県のすべての地域で
石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は
活動しています。

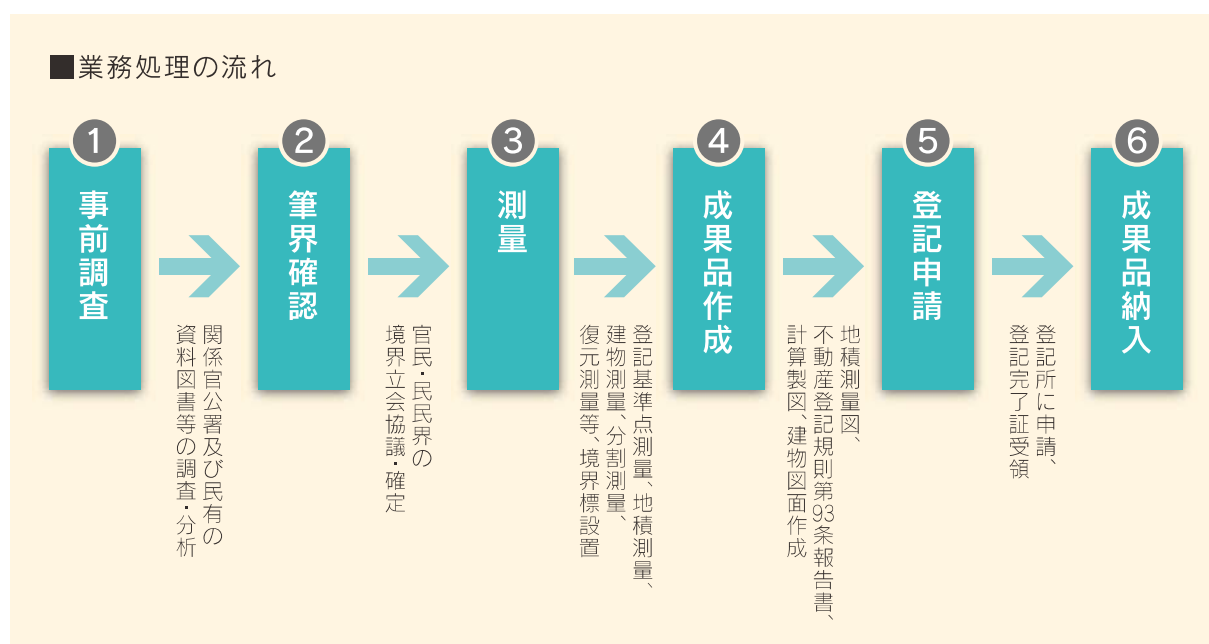


1 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）

官公署等からの依頼を受けて、土地の分筆登記や建物の表題登記等の不動産の表示に関する登記について、必要な土地又は家屋に関する調査又は測量を行い、登記の嘱託手続きについて法務局に提出する書類又は電磁的記録を作成し、嘱託登記手続きの代理業務を行います。

調査・測量 (土地／建物)	● 境界・建物の調査等 ● 地積測量・建物測量 ● 分割境界点の測設及び分割測量 ● 復元測量等境界標設置
申請手続 (嘱託登記)	● 土地一表題、分筆、地目変更、地積更正・変更、滅失、所有者更正、所有者の表示変更・更正等の登記申請手続 ● 建物一表題、床面積変更・更正、分割、区分、合併、所有者更正、所有者の表示変更・更正、区分建物に関する登記等の請手続
審査請求	● 各種登記に係る審査請求の手続

具体的な業務処理の流れは下記のとおりです。



2

地図整備の促進等に係る受託事業（関連事業）

我々公嘱協会が携わる『地図』とは『境界＝位置情報』を蓄積したものです。当然のことながら『位置情報』は全ての『地図』の基盤データとなります。

全ての『地図』の出発点なのです。

そして、それら『位置情報』は、公共工事等の国土利用に活用されることはもとより、震災・土砂災害等の災害時における『復興への第一歩』に大きな貢献を果たします。

「地図づくり」は「街づくり」なのです。

具体的な受託事業としては、法務局が進める「不動産登記法第14条地図作成作業」や市町村で行われている「地籍調査事業」などのほか、「国土調査法第19条5項指定制度」を利用した『地図づくり』にも取り組んでいます。



3

土地の境界及び公共嘱託登記に関する知識の普及啓発事業（自主事業）

- (1) 官公署等の担当職員や一般の方を対象とした研修会・シンポジウムを開催。
- (2) 官公署等からの依頼により社員を講師として派遣。
- (3) 不動産登記及び土地の境界に関する市民無料相談窓口を開設。
- (4) タイムリーな情報をホームページに掲載。



不動産の表示にかかる登記の代理事務について

1. 不動産の表示にかかる登記の代理事務は、土地家屋調査士の専管業務です

- (1) 表示に関する登記に必要な調査・測量・申請手続きの代理業務(土地家屋調査士法第3条第1項の業務)は、土地家屋調査士(個人事務所)、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会以外の者は業者として行うことができません。

土地家屋調査士法(昭和25年7月31日法律第228号)より抜粋
(業務)

第3条第1項 調査士は、他人の依頼を受けて、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- (1) 不動産の表示に関する登記について必要な土地又は家屋に関する調査又は測量
- (2) 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続についての代理
- (3) 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5号において同じ。)の作成
- (4) ～ (5) 省略
- (6) 前各号に掲げる事務についての相談
- (7) ～ (8) 省略

- (2) 株式会社や有限会社は、「土地家屋調査士法に規定される業務」を受託することはできません。
(会社の代表者が土地家屋調査士の場合、あるいは従業員として土地家屋調査士がその会社に存在している場合でも、受託することは禁じられています。)

上記同法より抜粋

(非調査士等の取締り)

第68条第1項 調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者(協会を除く。)は、第3条第1項第1号から第5号までに掲げる事務(同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)又はこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことを業とすることができない。

石川県土地家屋調査士会会則より抜粋

(非調査士等との提携の禁止)

第89条 会員は、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に、自己の名義を貸与する等他人をして調査士の業務を取り扱わせるよう協力し、又は援助してはならない。

2. 官公署等の受託事業について(平成27年1月現在)

協会は、土地家屋調査士法第63条により設立され、同法64条により、官公署等の依頼を受け、業務を行います。なお、法令により、国または地方公共団体とみなして不動産登記法が準用される諸団体等は以下のとおりです。

上記同法より抜粋

(設立及び組織)

第63条第1項 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

- (1) ～ (3) 省略

(業務)

第64条第1項 協会は、第63条第1項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事務(同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

- (1) 法令により国、または地方公共団体とみなして不動産登記法が準用される諸団体

1. 広域臨海環境整備センター 2. 地方住宅供給公社 3. 地方道路公社 4. 土地開発公社 5. 公営企業型地方独立行政法人 6. 日本年金機構 7. 以下の独立行政法人(国からの継承時のみ準用される法人を除く)

●独立行政法人国立病院機構 ●独立行政法人地域医療機能推進機構

(2)法令により不動産登記法が準用される諸団体土地家屋調査士法施行令(昭和54年12月21日政令第298号)から抜粋 最終改正:平成26年3月28日政令第95号

(法第 63 条第 1 項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者)

第 4 条 法第 63 条第 1 項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。

	公共の利益となる事業	事業者・施行者
1	土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業	●土地改良区、●土地改良区連合、●農業協同組合、●農業協同組合連合会、●農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第3項第1号口に規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。第7号において同じ。)であつて一般社団法人若しくは一般財団法人であるもの、●農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。第8号及び第15号において同じ。)又は●土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者
2	国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第1項第3号の規定による地籍調査	●土地改良区、●土地改良区連合、●土地区画整理組合、●農業協同組合、●農業協同組合連合会、●森林組合、●生産森林組合、●森林組合連合会、●水害予防組合、●水害予防組合連合、●漁業協同組合、●漁業協同組合連合会
3	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業	土地区画整理組合又は同法第3条第1項若しくは第3項の規定による施行者
4	新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)による新住宅市街地開発事業	新住宅市街地開発法第45条第1項の規定による施行者
5	公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和42年法律第110号)第28条第1項第1号、第2号及び第4号の事業	独立行政法人空港周辺整備機構
6	都市開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業	●市街地再開発組合●都市開発法第2条の2第1項若しくは第3項の規定による施行者
7	農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業	●農地利用集積円滑化団体(市町村であるものを除く。)
8	農業経営基盤強化促進法第7条各号に掲げる事業	●農地中間管理機構
9	農住組合法(昭和55年法律第86号)第7条第1項第1号又は第2項第3号に規定する事業	●農住組合
10	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業	●防災街区整備事業組合●密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第109条第1項若しくは第3項の規定による施行者
10	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成14年法律第180号)第13条第1項第1号から第6号まで及び第3項の事業	●独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
11	独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号から第3号まで及び第2項の事業	●独立行政法人水資源機構
12	独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第11条第1項第1号から第16号まで並びに第2項及び第3項の事業 ※附則2に別途規定あり	●独立行政法人都市再生機構(土地区画整理法第3条第1項、都市再開発法第2条の2第1項又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第109条第1項の規定による施行者である場合を除く。)
13	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第1号及び第2項第1号の事業 ※附則3に別途規定あり	●独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
14	農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業	●農地中間管理機構
	附則4	●独立行政法人森林総合研究所



「迅速に、確実に事実を示す。」

公益社団法人
石川県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

〒921-8013 金沢市新神田3丁目9番28号
TEL.076-291-0408 FAX.076-291-0817
<http://isikyo.or.jp>